

J Aカードローン利用規定

営農ローンをご利用の場合は、本文中「カードローン」とあるのを「営農ローン」と読みかえるものとします。

1. (当座貸越の利用)

- (1) J Aカードローン取引（以下「この取引」といいます。）による当座貸越は、指定普通貯金（総合口座取引の普通貯金を含みます。）に残高がなく、総合口座取引規定による当座貸越の残高が極度額に達している場合に利用できるものとします。
- (2) 各種料金等の自動払いについて前項の状態に当たる場合には、この取引による当座貸越を行いません。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が J Aカードローン取引約定書による当座貸越の極度額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。
- (4) 総合口座取引による貸越金の担保となる期日指定定期貯金、自由金利型定期貯金＜M型＞、自由金利型定期貯金、変動金利定期貯金、定期積金（以下これらを「貯積金」といいます。）、国債等公共債（以下「国債等」といいます。）が預入、差入れされた場合、J Aカードローン取引による貸越金があるときは、その貸越金は以降、総合口座取引の当座貸越限度額の増加の範囲内で、総合口座取引による貸越金として取扱うものとします。
- (5) 総合口座取引による貸越金の担保となっている貯積金または国債等について、解約、引出し、買取り、償還または（仮）差押があったことにより、総合口座取引による貸越金残高がその極度額をこえた場合、こえた金額は以降、J Aカードローン取引約定書の規定第2条の極度額の範囲内で、J Aカードローン取引による貸越金として取扱うものとします。この場合、J Aカードローン取引約定書の規定第2条の極度額をこえる金額があるときは、直ちにその金額を支払ってください。

2. (貸越金の返済)

この取引による貸越金の残高がある場合には、指定普通貯金口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、総合口座取引による貸越金がある場合には、総合口座取引規定第7条にかかわらず、この取引による貸越金の返済を先に行いません。

3. (貸越金利息等)

- (1) J Aカードローン取引約定書の規定第4条第1項による貸越金の利息および同約定書の規定第19条第1項による岐阜県農業信用基金協会の保証料は、普通貯金から引落としまたは貸越元金に組入れます。なお、総合口座取引による貸越金の利息がある場合は、これを合算のうえ、同様に取扱います。
- (2) 前項の組入れにより当座貸越の極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

4. (記 帳)

- (1) 普通貯金の支払いと当座貸越（この取引および総合口座取引による当座貸越。以下同じです。）の利用とが同時に行なわれる場合には、一括して通帳に記帳します。
- (2) 普通貯金から当座貸越への返済の通帳記入は省略し、返済後の当座貸越残高または普通貯金残高のみを記入します。

5. (解 約)

指定普通貯金口座を解約した場合、この取引は終了するものとします。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和2年4月1日現在)